

	新	旧
クーリング・オフ条項	(1) クーリング・オフ期間内の契約解除 当社と投資顧問契約を締結したお客さまは、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面（<u>電磁的方法によるものを含む</u>）を受けとった日から起算して 1 0 日以内の期間であれば、ご自由に、書面（<u>電磁的方法によるものを含む、以下同じ</u>）により契約を解除することができます。また、当該契約の<u>解除</u>は、お客さまがその書面を発した日（<u>電磁的方法によるものについては発した時</u>）に効力を生じます。 ※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。 なお、契約解除がなされた場合でも、解除日までに行った助言に応じて算定した報酬額を当社は受領します。報酬の前払いがあるときは、前記のとおり算定した報酬額を差し引いた残額をお返しします。また、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。 契約解除の際、お客さまの未決済建玉が存在する場合は、お客さまに確認の上、口座内の全建玉を決済します。確認ができない場合には当社の基準で口座内の全建玉を決済し、お客さまの資金を FX ダイレクトプラス口座に振り替えます。いずれの場合でも決済の結果発生した損益はすべてお客さまに帰属します。 （省略）	(1) クーリング・オフ期間内の契約解除 当社と投資顧問契約を締結したお客さまは、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面を受けとった日から起算して 1 0 日以内の期間であれば、ご自由に、書面より契約を解除することができます。また、当該契約の解除日は、お客さまがその書面を発信した日となります。 ※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。 なお、契約解除がなされた場合でも、解除日までに行った助言に応じて算定した報酬額を当社は受領します。報酬の前払いがあるときは、前記のとおり算定した報酬額を差し引いた残額をお返しします。また、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。 契約解除の際、お客さまの未決済建玉が存在する場合は、お客さまに確認の上、口座内の全建玉を決済します。確認ができない場合には当社の基準で口座内の全建玉を決済し、お客さまの資金を FX ダイレクトプラス口座に振り替えます。いずれの場合でも決済の結果発生した損益はすべてお客さまに帰属します。 （省略）